

第 10 回
那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 12 月 24 日 (金)
閉会 平成 16 年 12 月 24 日 (金)

那賀 5 町合併協議会

第 1 0 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
報告第 3 2 号	合併協議会の今後の運営について	P 3
議案第 1 4 号	合併協定書（案）について	P 4
	次回協議会の開催について	P 6
	その他	P 6
	閉 会	P 7

第 1 0 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録						
開催年月日	平成16年12月24日(金)					
開催場所	打田町保健福祉センター 4階 ホール田園					
開会及び閉会時間	開会 午後1時30分			閉会 午後1時53分		
会議録署名委員	箕輪光芳		藤田佐代子		議長	服部 一
出席並びに欠席委員 出席 34名 欠席 2名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部 一		委員	原 延 治	
	副会長	中村 慎 司		委員	黒田 七 郎	
	副会長	大森 道 夫		委員	仮屋 肇 昇	
	委員	根来 公 士		委員	岡田 邦 夫	×
	委員	藤永 知 宏		委員	藤田 佐代子	
	委員	東本 耕 輔		委員	山下 忠 男	
	委員	榎本 喜 之		委員	千田 弘	
	委員	奥 順 司		委員	福原 信 行	
	委員	上野 富 一		委員	宇田 寛	
	委員	南木 和 子		委員	津田 愛 珂	
	委員	増田 敏 郎		委員	西平 美 和	
	委員	箕輪 光 芳		委員	武部 善 次	
	委員	杉原 勲		委員	高田 英 亮	
	委員	松井 信 雄		委員	竹村 広 明	
	委員	大西 洋太郎	×	委員	松浦 猛	
	委員	柳本 益 代		委員	河上 泰 三	
	委員	東 健 児		委員	田村 美代子	
委員	丸井 幸 次		委員	堂本 正 秀		
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井 利 明	企画室長	城口 豊	
	粉河町	総務課長	宇野 康 夫	企画課長	富松 基 和	
	那賀町	企画室長	中谷 裕 亮	総務課長	鈴木 年 雄	
	桃山町	総務課長	竹中 俊 和	企画室長	吉田 靖	
	貴志川町	総務課長	田村 武	企画情報課長	西川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 児			
	県民行政部長		南口 勝 彦		地域行政課長	稲葉 信
合併協議会 事務局	事務局長	黒田 敏 弘		補佐	浅野 徳 彦	
	次長	奥谷 敏 夫		補佐	乾 浩 二	
	参与	小島 大		補佐	杉本 太	
	総務課長	栗山 房 大		補佐	栗本 宗 彦	
	調整課長	狭間 秋 友		係長	嶋田 雅 文	
	計画課長	岩坪 純 司		係長	松井 孝 作	
	補佐	半田 雅 己		係長	中村 健	
	補佐	今城 崇 光		主事	國部 毅 聡	
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>定刻となりましたので、ただ今より第10回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、年の瀬を間近に控え、何かとご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の資料をお持ちでない方は事務局までお申し出下さい。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2「会長挨拶」ということで、会長の服部よりご挨拶申し上げます。</p> <p>会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行方よろしくお願いいたします。</p>
会長（服部 一）	<p>開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>大変暖かい年の瀬を迎えておりますけれども、今年も後わずかとなって参りました。第10回那賀5町合併協議会を開催させていただきましたところ、年末大変お忙しい中、多数ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。なお、東本委員には体調を整えられまして本当におめでとうございます。</p> <p>それぞれ各町で合併の説明会を開催いただきました。出席者の報告もいただいておりますけれども、大変大勢の皆さん方がご参加をいただきました。委員の皆さん方始め、職員の皆さん方に連日にわたり出席をいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。良い成果が上がったものと感謝をいたしております。</p> <p>本日は合併に関する協議事項が前回の9回で全て終了したことに伴いまして、「合併協議会の今後の運営について」ご報告をさせていただくとともに、「合併協定書(案)」についてご協議をいただきまして、ご確認をいただきたいと存じますので皆様方には慎重にご審議をいただきまして、ご確認をいただけたらとこのように思います。会議の運営につきましても格段のご協力をお願い申し上げまして、挨拶にさせていただきます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>それでは会議次第に基づき議事を進めて参ります。ただ今の出席委員は34名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しておりますことを報告いたします。なお、大西委員さんと岡田委員さんより欠席の旨の連絡をいただいております。</p> <p>次に会議次第第3「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員是那賀5町合併協議会運営規程第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、箕輪委員さんと藤田委員さんをお願いいたします。</p> <p>次に会議次第4「議事」(1)報告事項に入らせていただきます。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>報告第32号「合併協議会の今後の運営について」を議題として事務局より説明願います。</p> <p>報告第32号「合併協議会の今後の運営について」ご説明をいたします。会議資料2ページをお開き下さい。本協議会は合併の調印を以て協議会事務の5町の合併に関する協議及び新市建設計画作成業務を終了したことになりますが、合併調印後は、合併に向けての準備業務が必要となるため、これらを5町の合併に関し必要な事項として、引き続き協議会を存続し、関係各組織において合併準備事務を行い、必要に応じ協議会の意見を求めると共に重要な調整事項を報告する。というものであります。以上であります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>ただ今、事務局より「合併協議会の今後の運営について」報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p>
議長（会長 服部 一）	<p>ないようでございますので、次に(2)の協議事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第14号「合併協定書(案)」について」議題としまして事務局より説明願います。</p>

事務局（次長
奥谷敏夫）

議案第14号「合併協定書（案）について」ご説明申し上げます。

別添の「合併協定書（案）」をご覧ください。

説明をさせていただきます前に、この合併協定書の各調整項目で、文言を別紙「文章表現修正等一覧表」のとおり統一するとともに、併せて字句の誤りも訂正させていただいておりますので、ご了承下さるようお願いいたします。

第1回合併協議会において協議第1号「合併協定項目」でご確認をいただきました各項目の協議・確認が前回の協議会において全て終了いたしましたことに伴い、「合併協定書」としてとりまとめております。詳細にわたり、ご説明を申し上げるところではございますが、各項目のみについて朗読をさせていただき、説明に代えさせていただきますと存じます。

まず1 合併の方式について

- 2 合併の期日について
- 3 新市の名称について
- 4 新市の事務所の位置について
- 5 財産及び債務の取扱いについて
- 6 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 8 一般職員の身分の取扱いについて
- 9 地方税の取扱いについて
- 10 電算システムの取扱いについて
- 11 特別職の身分の取扱いについて
- 12 事務組織及び機構の取扱いについて
- 13 条例・規則等の取扱いについて
- 14 一部事務組合等の取扱いについて
- 15 使用料・手数料等の取扱いについて
- 16 公共的団体等の取扱いについて
- 17 補助金・交付金等の取扱いについて
- 18 町名・字名の取扱いについて
- 19 慣行の取扱いについて
- 20 国民健康保険事業の取扱いについて
- 21 介護保険事業の取扱いについて
- 22 上下水道事業の取扱いについて
- 23 消防団の取扱いについて
- 24 行政区の取扱いについて
- 25 各種事務事業の取扱いについて

この各種事務事業には、

- 1 広報広聴関係
- 2 防災関係
- 3 保育事業
- 4 高齢者福祉事業
- 5 障害者福祉事業
- 6 児童福祉事業
- 7 社会福祉事業
- 8 健康づくり事業
- 9 交通・防犯事業
- 10 環境衛生関係事業
- 11 農林業振興関係事業
- 12 商工・観光振興関係事業

	<p>13 都市計画事業 14 建設関係事業 15 公営住宅事業 16 町営バス運行事業 17 小・中学校の通学区域等 18 学校教育関係 19 社会教育関係 20 社会体育関係 21 人権施策 22 地域審議会等 23 窓口業務 24 社会福祉協議会</p> <p>の24項目について、ご協議いただきご確認をいただいております。 また、新市建設計画についても、ご協議いただき、ご確認をいただいております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>はい、事務局より協定書（案）について項目ごとの説明が終わりました。協定書（案）をこの資料ご覧いただきながらただ今の説明のあったことについてご質問なり、ご意見ございませんか。</p> <p>何なりとお気づきの点ございましたら、出していただきたいと思います。 どうですか、特にないですか。はい、山下委員。</p>
<p>山下委員</p>	<p>15ページの25の22「地域審議会」これはこれでいいんですが、前回の協議会で私と那賀町の町長もご発言いただきましたが、合併説明会、住民説明会でもいくつかこの意見について町民から発言がございましたので、これはお互いに各支所単位にお互いに相談する組織なり、協議会なり、何らかの形で横の連絡、相談できる組織を作ることについてできるんか、それは支所に任せてくれるという形になるんか、ちょっと意見申しましたように、少し一個ぐらい加えて、各地区でそういう団体間の協議会を置くのか、区長会の協議会を置くのかそれらを総合した複合協議会を置くのか、支所の統括的な相談のできるような協議会を、これは意見ございましたのでお伝えしますが、各委員の皆さんにお諮りいただいて、少し一個ぐらい、いやもう一切置かんとすればこの文言で良いんですけど、やっぱり住民の中には支所単位で若干職員の支所ばかりじゃいかんと、できるだけ相談できるという意見もありましたので、付け加えてご検討いただきたいと思います。深い意味ではございません。簡単に相談できるようにしていただくとこういう意味です。以上。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>はい、山下委員より15ページの25の22についてのご意見がございました。一応確認をいただいていることでもありますけども、山下委員の意見について何かご意見ございませんか。</p>
<p>東委員</p>	<p>はい、東委員。 前回私も同じような意味のことをちょっと言わせていただいたんですけども、今山下委員さんの言われることですね、私もやっぱり必要だろうというふうに思いますので、一回そういう方向で一つ諮っていただいたらありがたいと思いますけど。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>はい、事務局よりこんな件についてなにか考え方、アドバイスありませんか、特別に。 地域審議会につきましてはですね、もうそういうことで確認を前回の協議会におきましていただいておりますので、そういうものはもう置くことはないということになるんですけども、今山下町長ならびに東町長がおっしゃいました、ご指摘のありました、そうした支所単位でありますとか、そういう意味で協議会的なものを設置していくということでこの協議会としてですね、それを置くという形でこの</p>

<p>議長（会長 服部 一） 山下委員</p>	<p>協定書の中に入れていくのは、どうかなと思うんですけども、今後市になるまでの間にですねそういうことも十分協議をしてですね、そういう機関を設置することに向けて5町の中でまた進めていくっていうのも一つと思います。また、この協定書につきましては、それぞれの項目、協定項目確認してもらったものと内容が違ってはいけませんので、これはこれをお願いするというにしましてですね、この協議会も先ほども次長の方から報告させていただきましたが、必要な項目についてですね、ご意見をいただいたり、また重要な項目が決まれば報告を申し上げる意味においてですね、この協議会を存続していくということでご報告を申し上げましたので、そういった中でもまた協議をしていただければと、そういう風に考えます。以上です。</p> <p>はい、事務局の方からは基本的な発言がありましたけども、他にこの件について何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>この意見は尊重いただけるんですか。その時にまた相談しようっていうことは、この会議では俎上に載りませんね、協定終わりましたらもう任意の相談の場所という意味ですか、今の総務課長の答弁は。</p>
<p>事務局（総務課長 栗山房大）</p>	<p>今私の答弁としては、そういう意味合いでお答え申し上げました。とにかくそれぞれのその項目につきましてですね、確認をいただいておりますのでその内容について、もしもう一度この協議会で中身を変えようということになりましたら、もう一度確認の取り直しをしなければいけないということになりますので、そういうこととなりますと任意で皆さんにご協議をいただいておりますので、それでご協議がまとまればですね、その方向で、どういう形の審議会なり協議会になるかわかりませんがともそういうことに進めていくようにすればいいのかなと、そういうふうに考えます。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>東町長さんどうですか。そうですね。</p> <p>はい、今両氏の発言を貴重な発言として、今後対応していくとこういう事で、確認したことについてはご了解をいただきたいと思います。他にご意見ございませんか。</p> <p>ちょっとしばらく時間をおいときますんで、あったら出して下さい。</p> <p>はい、特にご質問なりご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。議案第14号「合併協定書（案）について」ご異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>はい、異議なしと認めます。よって議案第14号「合併協定書（案）について」は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、会議次第第5「次回協議会の開催について」事務局より説明願います。</p> <p>会議資料4ページをお開き下さい。次回第11回協議会につきましては、2月4日（金）午後2時より那賀町総合センターにおいて開催いたしたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>はい、事務局より次回第11回合併協議会は来年の2月4日（金）午後2時より那賀町総合センターにおいて開催させていただきます。新年の会合、万障繰り合わせてご出席お願い申し上げたいと思います。</p> <p>次に会議次第第6「その他」ということで委員の皆さん方、事務局より何かございませんか。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>お時間をいただきまして、先ほどの合併協定調印についてご説明を申し上げます。合併協議会における合併協議が終了した後は、その内容を合併協定書として取りまとめて、合併調印を行い、その内容をもとに法律に定める合併手続きとしての合併議決へと進めることとなります。</p> <p>合併協定調印それ自体には法的な根拠はなく、したがってその内容が法的効力を</p>

	<p>有するものではありませんが、5町の長が議会の議決を得て設置した法定協議会が行ってきた合併協議の内容を最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについてそれぞれの議会に議案を提出する根拠となるものであることからして、議会における合併関連議案の議決前にこれを執り行っておくこととしております。</p> <p>先進事例においては、合併協定書に合併協議会の全委員を立会人として位置づけ、署名が行われている例が多く見られます。合併調印は、合併協議会が行うのではなく、関係市町村の長が行うものであり合併協議会の委員はその立会人として位置づけるのが妥当という解釈によるものであります。</p> <p>そのことからして、来る平成17年1月28日(金)午後2時より粉河ふるさとセンター小ホールにおいて「合併協定調印式」を挙行いたしたいと存じます。つきましては、協議会委員の皆様方には、立会人としてご臨席いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、後日改めましてご案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長(会長 服部 一)</p>	<p>はい、委員の皆さん方から他に何かご意見ございませんか。</p> <p>はい、他にないようでございますのでこれをもちまして第10回合併協議会を閉会させていただきます。</p>
<p>副会長(大森道夫)</p>	<p>閉会にあたりまして大森副会長よりご挨拶をします。</p> <p>では、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本日第10回的那賀5町合併協議会にご多忙の中、委員の皆さんにはご出席をいただきまして、慎重なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。年末でございます、新しい年を皆さん元気でお迎えますことを申し上げまして、簡単ではございますがお礼のご挨拶とします。ありがとうございました。</p>
<p>議長(会長 服部 一)</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。よいお年をお迎え下さい。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後1時53分)</p>

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員